

令和7年度第6回原町区地域協議会 会議録

① 日 時：令和8年1月28日（水）13時30分～

② 場 所：南相馬市役所 本庁舎3階 第1会議室

③ 委 員

（委員数15名）

出席委員 12名

会 長 平間 勝成	副会長 志賀 ゆかり	委 員 逢坂 晃
委 員 小林 五月	委 員 坂下 悦子	委 員 前田 一男
委 員 半谷 眞知子	委 員 田中 章広	委 員 鎌田 文代
委 員 鈴木 洋道	委 員 藤原 ヒロ子	委 員 長川 清隆

欠席委員 3名

委 員 貝塚 大暉	委 員 中村 博之	委 員 鈴木 香織
-----------	-----------	-----------

④ 説明者：

生活環境課 課長 矢吹 喜彦
生活環境課 市民生活係 公共交通システム推進担当係長 安藤 正太郎
生活環境課 市民生活係 副主査 平澤 和弥
市民課 課長 相良 毅
市民課課長補佐兼窓口サービス係 係長 梅田 浩一郎

⑤ 事務局：

原町区地域振興課 課長 戸浪 誠
原町区地域振興課 課長補佐 館野 幸一郎
原町区地域振興課 主査 中林 順子

1 開会

○事務局 委員の過半数が出席のため、会議の成立を確認

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

鈴木洋道委員、藤原ヒロ子委員を指名

(2) 書記の指名

原町区地域振興課 中林主査を指名

(3) 報告事項

- ① 南相馬市地域公共交通計画（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について（生活環境課）・・・・・・・【資料1】

○会長

まず2点聞きたい。みなタクについて財政負担の点からの見直しはどういう視点から行うのか。料金は一律600円から75歳以上は500円になり、利用者も多く評判も良いが、見直しは財政負担だけを理由とするものなのか。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

市民に好評ではあるが、タクシーによる個別輸送であるため、一人で1台利用される場合が多く、効率化し、利用者が増えても事業を継続することができるようにしたいと考えている。

○会長

タクシーの初乗りが700円であるから、負担額を700円にするなど料金改定も視野に入れてはどうか。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

負担を感じる額については、アンケートを実施した。ご指摘の通り安価な設定となっている。好評な制度ではあるが、持続可能な仕組みを構築する必要がある。

○会長

もう1点伺う。南相馬市から福島市に行くバスについて減便となったが、どのような助成を行っているのか聞きたい。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

広域路線は県で実施しており、便数については利用者数が影響している。

○小林委員

資料1－2南相馬市地域公共交通計画（素案）では、課題1においてみなタクの財政負担が挙げられている。方針3の誰もが利用しやすくなることで財政が圧迫されており、それと財政負担の軽減は相反するのではないか。みなタクの利用者は多くいる。

パブリックコメントについて苦情になるが、各生涯学習センターに設置されているが、市民からの意見はあるのか。意見がなければ、実施していないのと同じことになってしまう。意見がなかったのも、そのまま実施するというのは乱暴な対応に思える。交通について、みなタクがなくなるのか市民に意見を述べる機会を与えるべきである。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

財政負担の軽減策として運行効率化を考えている。利用増自体は望ましいことである。

○小林委員

具体的な費用減の方法はどのようなものか。利用が増えることで費用も上がるのではないか。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

一例だが、同じ目的地の人はまとめて運ぶことで運行費用を圧縮することができる。

○小林委員

具体的にはどのように実施するのか。

○生活環境課長

今回の計画は市全体の交通に関するもので、細かな施策は実施計画を作って行う。利用者の事業継続の希望や、費用負担等については、タクシー・バス事業者と調整中である。同様の事業を行う自治体でも負担増に対応し、事業を継続している。利用者の足の確保とともに利用者の適正利用も求めていく。個人の利用の仕方だが、一日に数回利用される方もいる。他自治体では距離別料金とするところもある。数年で事業が終わるのではなく、10年、20年と継続できるように市の負担について検討していく。道路を隔てて費用が変わることで平等ではないという意見もある。実施計画において事業者も含めて整理する。

○小林委員

ご存じだと思うが、交通弱者がみなタクを利用している。会津若松市ではバスを運行し、1回200円、1日600円で利用できる。観光都市で南相馬市と条件が異なるが、定期バスを運行してはどうか。ぜひ参考にしてほしい。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

みなタクでは街中から目的地、目的地から自宅と横に移動できない仕組みとなっている。再度利用する場合は、自宅に戻る必要がある。

○志賀委員

公共交通について福島市行きバスの乗り方が良く分からず、現地までいかないと知人を案内することが難しい。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

公共交通計画の課題は、市外の来訪者やタクシーが駅前にいない場合、どうすればよいかわかりにくいことがある。計画の中で情報提供があり乗り継ぎが分からないという意見もあった。ご意見のとおり利用者が簡単にわかりやすい制度や紹介を進めていきたい。

○坂下委員

社協でも年1回地域福祉懇談会を行っているが、毎回交通の問題は意見が出る。みなタクは当初周知が少なかったが、現在は利用者が増えた。しかし、拠点から拠点しか移動できない。現役世代は自家用車を含め、電車で仙台や、新幹線で福島駅を利用できるが、福島駅までバスで行くには原町区から2時間から2時間半かかる。直通便がないため、利用しづらい。利用者が多くないと増便もできない。通学・高齢者の利便性が高くなるような施策、現役世代の利用も増え、市全体での利用が増えるような施策を求めている。

○生活環境課長

交通インフラについて利用者数で判断できる部分もありますが、利用者の少ない路線バスについては、数十年路線が変わっておらず、時代に合った路線の見直しが必要となっていると意見交換しているところです。路線を変えたことで高校生が乗れる便となり、利用者が増えた例もあります。現状では課題解決のためにどのような路線が適切なのかバス会社とも調整しながら進めているところです。いただいたご意見は事業者にも伝えます。

○会長

仙台—いわき間は高速バスがあり、南相馬も通っているので、南相馬IC近くの高速道路上にバス停を設けられないか。セデッテ鹿島では休憩をとっている。セデッテ鹿島から乗車できれば早く行くことができ、車でSAまで移動し、駐車場に停車することもできる。この路線の他にも、水戸や山形への高速バスも通っている。4車線化に伴い、南相馬ICを通過している高速バスを活用することはできないのか。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

市内からの高速バスは南相馬発仙台、東京便がある。バスが求めるルートや時間の問題はあるが、停留所をおけるような状況があれば検討したい。

○小林委員

資料1-3の4ページまちづくりにおいて、街中のお店に行くには、車が止められないため郊外の大型店に行く傾向がある。まちなかの活性化策として駅通りを片側通行にし、片側を駐車スペースにしてはどうか。

○長川委員

小林委員と同じことを考えていた。空き店舗の活用については、まだ決まっていないと思うが、見通しがあって記載されているのか。

パブリックコメント等の意見についてできない理由ではなく、どこに活用できるかを考えてほしい。資料を読んでも具体的に何をどうするのかよく分からない部分がある。この資料を見るのは一部の方だと思うが、パブリックコメントの意見が出ないことを仕方がないと思っでは意見は出てこない。

○生活環境課長

まちづくりについては、上位計画を基に進めていく。資料には細かな施策までは入れていない。詳細は市民が目にするよう周知していきたい。また、いただいた意見については、うまく計画等に入れ込んで対応して行きたいと考えている。

○会長

地域協議会の意見も同様に取り扱いしてほしい。

○田中委員

坂下委員と同じく、計画の見直しに期待している。担当部署にエールを送りたい。デジタルサイネージの活用などとても良い取り組みだと思う。乗り継ぎの情報など取得しやすくなる。市民の立場に立ったリサーチに基づき、外に遊びに行きやすく、生活がしやすくなる市全体の交通インフラ

について計画を立ててほしい。みなタクもこのままでは仕組みが維持できないかもしれないことを情報発信していただき、警鐘を鳴らしてほしい。

市に進出したベンチャー企業が新しいインフラについて実証実験を行っている。海外からも視察が来ており、コストは市電の3分の1で、エリア内にポイントを設けたフレキシブルな移動拠点にできる。今はバス・タクシーの効率化だが、20年以内に新しい交通手段の自動運転、完全自動化、無人運転等も可能になるかもしれない。若い人もワクワクして公共交通を使いたい人が増えるかもしれない。将来の夢に取り組んでほしい。

○生活環境課公共交通システム推進担当係長

自走式ロープウェイの情報については把握している。地域の公共交通を考えるにあたり、自動運転等も複合的に検討していきたい。

ご意見いただきありがとうございます。皆さんからいただいたご意見も反映していきたいと思えます。

③ 市民課窓口受付時間の変更（短縮）の試行運用実施について （市民課）・・・・・・・・【資料3】

○会長

1点確認したい。時間帯の利用者は年間を通してのデータだと思うが、猛暑の想定をしているのか。10時～12時の暑い中行くよりは朝夕に行ける方が負担は軽い。アンケートの実施が何月か分からないが、季節により柔軟に対応してほしい。高齢者に10時以降まで待たせることがない、マイナメンバーの対応ができない世代へのフォローは考えていますか。

○市民課窓口サービス係長

月別の時間帯別利用者は集計可能だが、大きく変化はありません。税の申告や3～4月の転出入数は変わるが概ね4ページに示した通りです。猛暑等は考慮に入れていませんでした。

○会長

働き方改革の取組みに問題はないが、ここ2～3年で暑さ対策が必要になっている。窓口開庁時間を9時から16時にすることは賛成だが、高齢者は涼しい時間帯に処理できなくなることが心配である。

○市民課長

市役所でもサマーシェルターとして本庁舎 1 階フロアは設定温度を下げ、水分補給も行っていただけるように準備している。フロア自体は 8 時に開いているので、9 時以前に来ていただいても開庁まで待ついただくことができる。市として市民の要望調査も含めて、試行期間中に柔軟に対応する予定です。

○鎌田委員

会長に同感である。資料 3 の 4 ページ下段コンビニ交付について記載がある。窓口来庁者の減少が想定されていると思う。窓口対応件数が減っているにもかかわらず、窓口開庁時間の変更が必要なのか。働き方改革が必要であるのは分かるが、窓口対応件数が減っているのだから、窓口開庁時間の変更は不要になるのではないか。

資料 3 の 7 ページ中段「受付窓口時間短縮により期待される効果」において受付時間の短縮により職員の市民対応による精神・身体的負担が軽減されると記載されている。コンビニエンスストアで、マイナンバーカードによる書類の取得にあたり、機械の操作の仕方が分からない年配の方を見かけたことがある。その時はコンビニエンスストアの店員が操作方法を教えていた。このような状況で、市役所の窓口開庁時間の短縮はいかなものかと思う。

○市民課窓口サービス係長

市民課フロアにはコンビニ交付機を設置しており、職員が操作方法を説明している。次回以降はコンビニエンスストアにおいてご自身で使ってくださいことを想定している。

窓口の受付は 8 時 30 分から市民課フロアに職員が立っている。ご説明、ご案内などは可能であり、全庁開庁時間である 8 時 30 分から 17 時 15 分の始業・就業時間については市民課においても変わるものではない。

接客による精神的・身体的負担について、市民への対応については一定の質・レベルが求められており、対応する職員には緊張感を抱えている。窓口受付時間の変更により職員の負担の軽減につながるものと考えており、他自治体では職員採用につなげているところもある。

○鎌田委員

どの職場・仕事においても精神的負担はあると思う。市役所の窓口業務を精神的負担ととらえることは適切ではないのではないか。資料における文言は必要ではないのではないか。

○会長

資料3の7ページ5行目から7行目「さらに受付時間が短くなることで～」「職員の業務に対するモチベーション向上などが期待されます。」の記載は不要ではないか。

○市民課長

資料の記載内容につきまして、自治体職員は宣誓し、公務に従事しております。自治体の人口規模により職員定数は定められていますが、現在は震災対応により他自治体から支援を受けており、同規模の自治体よりも職員数が多い現状です。今後人口が減少することが見込まれており、併せて職員数も減少すると想定されますが、このような状況においても市民サービスの質を保つために、窓口受付時間の短縮も一つの方法であると考えています。資料の記載内容について、表現の仕方として主観的な表現と思われる部分については割愛し、訂正させていただきます。

○会長

市民に寄り添った柔軟な対応、計画を立ててほしい。よろしく申し上げます。

○小林委員

鎌田委員と同意見である。この文言は不要だと思う。職員のサービス低下とみられかねない。受付時間が16時45分になること自体は問題ないと思う。

資料3の5ページ4職員の時間外における勤務の実態において始業前、終業後の業務について超過勤務手当を支給しているのか。始業前後の必要な対応は業務に付随して当然生じるもので、超過勤務手当の支給は必要なものなのか。

○長川委員

現在の労働環境においては、超過勤務手当の支給は相当だと思う。

○小林委員

今回小高区役所と鹿島区役所は受付時間の変更は行わない。なぜ全庁で統一して実施しないのか。

○市民課長

本庁（原町区）では、担当業務は細分化しているものの、小高区・鹿島区では税・住宅・農政なども担当している。このため、一部業務だけ受付時間を変更することができない。他の担当業務も含め受付時間を変更することも現状では難しい。まず本庁で試行し、その後小高区役所・鹿島区役所に広げていきたいと考えている。

○長川委員

窓口受付開示時間については、9時の開始で十分だと思う。始業後からの準備でよい。ただ、窓口業務につく職員は複数いるのだから、9時30分から出勤し、超過勤務手当の支給なく終業後業務も行えるようにシフトを2つに分けることで対応できないのか。

資料3の8ページにはすでに実施した市町村名が記載されている。この中には勤務時間を複数に分けている自治体もあるのではないかと。南相馬市はすごいといわれるような実施をしてほしい。

○市民課長

8時30分から17時15分の開庁時間に執務時間を併せ、12時から13時の昼休憩はシフト勤務としています。ご提案いただきましたシフト勤務につきましては、現在よりも必要な人員数が増えることとなり実施が難しいと考えています。

○長川委員

実現できないことを前提とするのではなく、検討してみたい。

○志賀委員

窓口受付時間の変更については問題ないと考えている。実際には窓口においていろいろなシチュエーションがあると思うので、広報紙や市ホームページなど年配の方や情報を持っていない方など広く周知を徹底してほしい。木曜日には夜間の延長開庁を行っているが、そのことも含めて周知してほしい。

○市民課窓口サービス係長

2月号の広報誌に記事を掲載する。3月号の広報配布ではチラシの隣組回覧を行う。

○志賀委員

何度も周知しても良いと思う。

○坂下委員

働き方改革が求められる時代なので、窓口受付時間の短縮することは理解できる。マイナンバーカードが普及し、若い世代についてはコンビニエンスストアで必要書類を取得でき、窓口来庁者は減っている。マイナンバーカードを使わずに、元に戻すためマイナンバーカードを返却した方はどれくらいいるのか。

○市民課長

国民健康保険や後期高齢者について保険証、資格確認証に戻す方は、概算で月に10人程度いらっしゃる。マイナンバーカードがなくても資格情報のお知らせや保険診療を受診できる。

4 その他

次回の開催日程について⇒事務局より説明。

5 閉会

以上のとおり相違ありません。

会長

平間 勝成

会議録署名人

鈴木 洋道

会議録署名人

藤原 ヒロ子
